時事新報

伊藤貴族院議長

伊藤伯が貴族院議長に任せらる可しとの世上の噂、果して違はず去る二十四日を以て愈々其任命を見たり我衆は院の爲めに議長其人を得たるを祝する者なれども翻て伯の一身上より考ふれば却て之を惜しむの情なきを能はず抑も貴族院は有位有爵の清流を始めとし勳勞學識もしくは老功錬達の人々を網羅したる處にて聲望の高きと共に其要務も一にして足らざる可しと雖も國の政黙不時に上昇し議會の論鋒火焔を卷て大に向ふ所あらんとする其間に處し固有の聲望と老練の働とにて其鋭を冷し中和調停の等を取るが如きは要務中の至要と云はざるを得ず左れば貴族院は議會の一要部なるにも拘らず其地位は政府と衆議院との間に獨立するの要を見るものにして院の議長たる可き人物は最も其撰を重んせざる可らず伊藤伯は當世の才子にして事を處するに圓滑洒落、偏頗の缺少なきは世人の知る所にして且つは臨時權宜の才にも乏しからざるよしなれば議長として中和調停の任に當るなどは最も長所なる可き歟此點より見れば今回の任命は誠に適當なるが如くなれども然れども從來の經歷と事情とに徴すれば少しく安んせざる所なきに非ず元來伯は今の政府の緣類にして或は政府と終始するの義務あるものと云ふも可なり一旦の權にて其地位を去りたれども政府の中には今日と雖も親友もあり幕下もありて舊來の政線は絶んと欲して絶つ可らず却る因緣ある政府を相手にして一方に議會獨立の地位を守らしめんとするは事情頗る困難にして其間に事を周旋するの情を外より一見して俗言ふれて曰く其去られたる家を辨護すると同樣の觀なき能はずして折角の親切も却て無効に歸せざる可きやと我輩の殆に苦勞する所なり

右は專に伯の身の上より事情の困難なる奇きを察し聊か一言したる迄の事にて若し夫れ人物の點より云へば其性質と云ひ華族中の人望と云ひ又は立法上の學識と云ひ貴族院の議長として其右に出づるもの少なきは勿論又伯の心事に至りても任に當りて辭せざるを見れば自から其決心の程を窺ひ知るに足る可し我輩は唯今後如何なる艱局に遭ふも其決心の溢らずして進退の一あらんのみを世人と共に希望するものなり

雜報

○減稅　昨日の本紙雜報欄內に第四十國立銀行頭取に係る減稅と題し記載したる一項は誤聞にして同國立銀行の頭取は南條新六郎氏なれば茲に前報を取消す

○下水設計延期の噂　東京市區改正委員會開設以來上水井に下水の事は市區の改正に伴ふて最も緊要のみとなりとて長與、古市、原口、永井、倉田の諸氏及び大學衛生工師バルトン氏等に設計の調査を托し上水の方は近日工事に着手する都合に運びたれども下水は去る十六日より更に數名の調査委員を加へ時々會議を催はし今以て決議に至らず但し其設計案の大要なりと云ふを聞くに下水の掃除は高地より次第に低地に導き最後に一大溝渠を設けて處々の汚水を其處に流れ込ましめ之を自然へ掃除する趣向にて其費用は凡そ三百五十萬圓を要し落成後の經常費は凡そ七萬圓の見積あり斯る莫大の費用を要するを以て當分の內是迄の下水を修繕して其用に供したらば如何との議起りたれども斯ぐては下水改良と云ふを得ず元來東京の下水は排除の方法不充分にして家々の下水は地先の下水に注がず地先の下水は大下水に通せざるのみならず大下水の除口を觀るに大抵は海面より低くして殆んど其用を爲すものなく滿都百餘萬人の排泄する惡水汚物は總べて地中に染込んで三百餘年の星霜を經る都府なれば今日市區改正の擧あるを幸ひ立派に下水の順序を立て有害の汚水を市外に排除する工風を運ざゝるべからず然るに從前の下水を改修して雨水と汚水とを混じたる儘之を最寄の堀河に流すものとすれば家々相接したる目先きの清潔は稍や行はれたるの觀あるも其汚水は集めて之を市內の堀河に嵌ふるみとゝなり結局其有害たるを免れず抑も市區改正の事たる東京市百年の長計を期するものなれば今日經濟の都合評さゝる以上は當分之を延期して他日時の至るを俟て着手するも可ありとの反對說出で來たれども決せざれども多分下水改良の事だけは延期になるべしとの噂あり

○森時之助氏の豫審終結　府下第十二撰擧區の撰出議員森時之助氏に係る委托金費消及び詐僞取財被告事件は東京輕罪裁判所の豫審判事に於て久しく拘留の上豫審中なりしが右の豫審も愈々全く終結するに至り去る二十二日を以て同判事は刑法第三百九十五條（受寄の財物借用）又は典物其他委托を受けたる金額物件を費消したる者は一月以上二年以下の重禁錮に處すに該べき輕罪犯なりと思料し東京輕罪裁判所に移す旨を言渡したり尤も詐僞取財の廉は證憑充分あらずとて免訴を申渡したるよし左れば東京輕罪裁判所にては遠からず該公判を開廷するなるべく其裁判の確定するに非ざれば素より犯罪の有無さへ判然せざる事あれども若しも公判判事が豫審判事の思料せるが如き犯罪なりと認定して其裁判の確定する事あらば好し二等の酌量減輕ありたりとするも本刑の最短期は一月にして到底禁錮の處刑を免るゝ能はざる事ゆゑ森氏の議員職も裁判の確定と同時に撰擧法第十四條四項（禁錮の刑に處せられ滿期の後ち又は赦免の後滿三年を經ざる者）の爲め被撰人の資格を失し議員法第七十七條（衆議院の議員にして撰擧法に記載したる被撰の資格を失ひたるときは退職者とす）に依りて退職者たるに至るなるべしゝや兎も角も同氏提出の府下第十二撰擧區に於ては其豫審中に在りてすら已に候補者の競爭甚しかりし程あるに今又愈々豫審終結して公判に移されたりと聞きたらんには益々競爭甚しく一層其熱度を高ひるを不充分なる言渡しを誤聞せしものなりし

○追加の議案、補助增加の請願　廿三年度の地方稅土木費、町村土木費補助及地方税取扱費追加の件にて去る廿二日より開きたる埼玉縣臨時縣會の收支議案は

支出の部

	圓十錢厘
土木費	五四五、〇六六、四七五
運輸費	七二、八六一、四六七
治水費	四七二、〇〇五、〇〇八
內務費	六六、一六八、五六〇
町村土木費	二、七〇〇、〇〇〇
補助費	全中より
水防費	市行より
地方費	大一三、九三五、〇三五
雜費	合計
合計	大一三、九三五、〇三五

收入の部

	圓十錢厘
地租割	九七、三二七、九八二
戶數割	一六、〇五四、〇〇〇
營業割	二〇、〇五四、〇五八
雜種割	三〇、〇〇〇、〇〇〇
附加金	六〇、〇〇〇、〇〇〇
町村土木費補助金	二四〇、〇〇〇、〇〇〇
水防費補助金	六〇、〇〇〇、〇〇〇
地方費利子	大一三、九三六、〇四〇
雜費收入金	三〇、〇〇〇、〇〇〇
合計	三〇、〇〇〇、〇〇〇

右の如くにして開會の當日は打合せの爲め小會議を開き廿三日本會議を開き支出案は二次會迄原案通りに決せしも收入案の討議に掛るや民餘の人民迄も負擔に堪へ難ければ原案の地租割戶數割及び營入金の中銀行より營入の三項を削除し此の三項は相當の金額を更に國庫より補助せらるゝ樣特別の詮議を內務大臣に請願すべしとの說出で之には贊成者もありて前號の紙上に記せし如く委員を以て負擔に困難の實情を其筋に具申する事となれりそも同縣下に於ける災害地方の人民が困難の有樣は實に甚しく被害の額亦實に少あからず現に今回の收入議案に對し地租割（地租金一圓に就き九錢五厘八毛餘）を免除せし金高三萬七千二百八十七圓八十八錢餘又戶數割（一戶に就き十錢宛）を免除せし戶數一萬三千四百二十一戶にして此の免除金高は千三百四十二圓十錢に達すべく而して是等の免除を得たる地方は南北埼玉、横見、北葛飾、旛羅、大里、入間の七郡に跨り堤の切所は大小六十一箇所にして其欠拓若くは水漏等の箇所は千二百三十八箇所、河身改修工事の損害九箇所に及び嶋中領の一部の如きは今尙ほ田圃水中に沒し居る有樣ありといふ因に記す東北鐵道線路に當る舊嶋中領（北葛飾郡）內の右浸水地方は一帶に低窪の土地柄故二合半領の水の退くを待つより外は別に水排工事の施し樣あき處なりといへり

○江差築港の方針　江差築港の件に關しては公共、非公共の兩論に岐れ兎角圓滑の運びに至らざる由先頃の本紙に報道せしが今又た同地よりの近報によれば右兩論者幷に出願者との間に調和の傾向を來し臨時總代人會を開きたる上に決定する都合の由にて林檜山郡長が札幌より歸郡次第開會して愈よ其方針を決する筈なりと

○小學雜誌　と題する雜誌は京橋區南傳馬町三丁目二十三番地の小學雜誌舍より發行するものにして文章甚平易公共の兩論に岐れ兎角圓滑の運びに至らざる由先頃の本紙に報道せしが今又た同地よりの近報によれば右兩論者幷に出願者との間に調和の傾向を來し臨時總代人會を開きたる上に決定する都合の由にて林檜山郡長が札幌より歸郡次第開會して愈よ其方針を決する筈なりと

○財產冒認事件　日本橋區通四丁目蠟油問屋店主北村常三郎氏より支配人藤田金之助、同新七兩氏に係る財產冒認罪事件は本年八月十八日東京輕罪裁判所に於て山川豫審判事より免訴の言渡ありしが愚地檢事は右判決に故障を爲したる處去る廿一日會議局に於て三浦、馬渡、東の三判事は有罪と認定し右被告兩名の保釋を取消し直に入監を命じたり其判決の大要は左の如し

第一被告藤田金之助は日本橋區通四丁目十一番地蠟油店の財產は其所有名義なるも其實は北村長左衛門の所有財產にして先きに本店主たりし北村長平治事務管理の實兄故田右衛門に代り北村の商店を管理したる事は明瞭なるものなり

第二北村長左衛門が負債の償の出訴せられたるは明治六年十一月にして被告の所有名義と爲し其委托を受けたる產は先年明治中に於て既に北村長左衛門共犯の所爲なりと云ふを得ず

第三其商業より得たる資產の財產は其商店に屬するとき勿論なれば管理者之れを處分するに於ては其預財物の故を以て其責を辭するを得ず

第四被告が名義書換を拒み自己の所有と主張したる屋敷にあらずとならば明治二十二年二月より同年六月に亘る間商店中にあり北村の爲めに忠誠なりし事實を擧げて分疎するに足るべき證拠なかるべからず尚同年十月中共兵衛死去の後本年三月に亘る久時間に於て北村に對する世意の被告が行爲の上に顯れざる理由なき能はざるに其の行爲の發照し其死亡を待實とし北村の爲めに僅間を費さず且所從北村に屬する證據の深藏を謀り却て冒認を以て自己の所有に爲さんとしたる事實を推測する足るべき被告共兵衛より押收したる書類被告人より差出したる被告の信書若し藤草家被告より押收したる書類被告人より差出したる人參術の證書同書類中に於て押收したる書類被告人參術の所為書類の證拠により被告人金之助が實財產の內若干を被告新七の所有に管理なるも不拘被告に對し屬書をもしもして實所にしたる迄不當書なるを以て該書類の全部を卸消し被告金之助に附託せ第三百九十五條第三百九十四條第三百九十四條に該當し又被告新七は前條第四百二十六條に依り被告事件を免訴し輕罪裁判所へ移し無罪を宣告す

○野口發氏　埼玉縣橋出の議員野口發氏は昨廿五日之三郎町十二番地へ參觀せるを

○大坂府下早稻收穫の結果　以來氣候頗る本順にて二百十日に打越し十數年來未曾有の豐作なりと云ふ殊に稻穗の成熟は既に刈取り現今中晩の苅取は螟蟲等を發生したるも驅除きとに依り自然撲滅し格別の損害なきに至りたるも一般に均せば三割强の減收なるも一般に均せば三割强の減收なるも一般に均せば攝津國西成郡の實收高を擧ぐれば攝津國西成郡の實收高を擧ぐれば收穫多きは三石二三斗、下は比七八斗若くは一石弗の場合にて住吉郡は一反歩二石三斗なり殊に嶋上嶋下兩郡の如きは一株の穗立十四五本乃至二十粒乃至二百粒計りにて其實に五十年以來の豐作にて一株五六斗に降らざるべく又中晩稻は螟蟲の見込なり云々と大坂よりの報

○新潟通信　（十月十九日發）

縣廳の改革　新潟縣廳にては課の廢置分合を行ひたり前田村上廣嶋縣書記官其後を襲ぎ第四課長に任せられ稅所警察課長に任せられ川堤防改築に關する紛議も終に廿三年度の工事を起すに至り漸く入札を行ひ已に感其入札中には理事者に不都合なる事ありて行政裁判を仰がんと目下其の暴徒　佐渡の暴動に興みしされたるもの無慮二百餘名に上りあれども今以て豫審終決に至らず藤十郎氏以下數十名は保釋を不日公判に廻はさるべしと云へり開主筆市嶋謙吉氏は體實新聞なる東北每日新聞に記者たりを執るみとにありたり

○青森通信　（十月十九日發）

縣官諸氏の送別會　地方官官森昭治氏せられたる本縣書記官任せしし本縣收稅長宮村清愼氏の榮轉遲々赴任の途に上るに付縣吏員相謀りて昨日午後六時より會を開きたるに來會者九十餘員大日本私立衛生會青森支會上回日午後七時より同町九吉爲めに送別會を開きたり○水に於て水害を被ひりしが此頃地方も水災に罹り千餘町の田流失したるものの其損ばくなる常設委員會は每月二十五日を月は納合に依り去る十六日よねたるも翌十七日は神官祭に り開會し漸く閉會を告げたり五聯解にては長き上水橋梁新に出願したるが此の調査竟に